別記様式第１１号（第２２関係）

確認書

番号

平成　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官

内閣府食品安全委員会事務局長　殿

（受託者：○）

|  |
| --- |
| 住所 |
| 機関名 |
| 氏名 | 印 |

○○○○（以下「○」という。）は、分任支出負担行為担当官内閣府食品安全委員会事務局長（以下「甲」という。）に対し、下記の事項を約束する。

記

１　○は、甲からの委託を受けて行う平成○○年度食品健康影響評価技術研究「課題名：○○○○（課題番号：○○○○）」に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

２　○は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該委託に係る特定特許権等を利用する権利を甲に許諾する。

３　○は、当該特定特許権等を相当期間（明確な期日を希望する場合には３年間）活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該特定特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。

４　○は、上記２に基づき甲に当該特定特許権等を利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。

５　○は、甲が上記３に基づき、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

６　○は、当該特定特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び次の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

（１）○が株式会社であって、その子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同法第２条第４号に規定する親会社をいう。）に当該特定特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする場合

（２）○が、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年５月６日法律第５２号）に規定する承認事業者又は認定事業者に当該特定特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする場合

（３）○が技術研究組合であって、組合員に当該特定特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする場合